

令和 7 年度答申第 75 号  
令和 8 年 1 月 26 日

諮詢番号 令和 7 年度諮詢第 123 号（令和 7 年 1 月 17 日諮詢）

審査庁 外務大臣

事件名 一般旅券発給申請拒否処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

### 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

### 理 由

#### 第 1 事案の概要

本件は、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が、外務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）3 条 1 項の規定に基づき、一般旅券の発給の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は、同法 13 条 1 項 3 号に掲げる者に該当するとして、一般旅券を発給しない処分（以下「本件拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### （1）旅券の定義

旅券法 2 条 1 号は、公用旅券とは国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいうと規定し、同条 2 号は、一般旅券とは公用旅券以外の旅券をいうと規定する。

## (2) 一般旅券の発給の申請

旅券法3条1項は、一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、一般旅券発給申請書、戸籍謄本、申請者の写真等を提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない旨規定する。

## (3) 一般旅券の発行

ア 旅券法5条1項本文は、外務大臣は、同法3条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が10年の数次往復用の一般旅券を発行する旨規定する。

イ 旅券法5条2項は、外務大臣は、同法13条1項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するときは、同法5条1項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年（上記の者が同項各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは5年）未満とすることができる旨規定する（以下同条2項の規定に基づき発行する一般旅券を「限定旅券」といい、同条1項の規定に基づいて発行する一般旅券を「通常旅券」という。）。

## (4) 一般旅券の発給の拒否

旅券法13条1項は、外務大臣は、一般旅券の発給を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給をしないことができる旨規定している。そして、同項3号（令和4年法律第68号（令和7年6月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者を掲げる。

## (5) 一般旅券の発給をしない場合等の通知

旅券法14条は、外務大臣は、同法13条の規定に基づき一般旅券の発給をしないと決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもって一般旅券の発給を申請した者にその旨を通知しなければならない旨規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和6年8月a日、A地方裁判所B支部にて、大麻取締法（昭和23年法律第124号。令和5年法律第84号による改正前のもの。以下同じ。）違反の罪により、懲役8か月、執行猶予3年の有罪判決

（以下「本件判決」という。）を受けた。本件判決は、同年9月b日に確定した。

（令和6年9月9日A地方裁判所B支部調書判決）

（2）審査請求人は、令和6年11月18日、C都道府県旅券センターに対し、旅券法3条1項の規定に基づき、一般旅券の発給の申請（本件申請）をした。

（一般旅券発給申請書（令和6年11月18日受理）、一般旅券発給申請受付票）

（3）処分庁は、令和6年12月26日付で、審査請求人に対し、「貴殿は、令和6年8月a日、A地方裁判所B支部において、大麻取締法違反の罪により、懲役8月、執行猶予3年の判決を受け、令和6年9月b日同判決が確定した。よって、貴殿は現在執行猶予中であり、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第13条第1項第3号に該当する。」として、一般旅券の発給を拒否する処分（本件拒否処分）をした。

（本件拒否処分の通知書）

（4）審査請求人は、令和7年1月17日（消印日）、審査庁に対し、本件拒否処分を不服として審査請求をした。

（審査請求書、審査請求書送付時の封筒の写し）

（5）審査庁は、令和7年12月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

何年も前から子供たちと初めての海外旅行に行こうと約束していた。今回、このタイミングで私と妻、子供たちの5名分のパスポート申請を行い、私だけ取ることができなかった。確かに私は、大麻取締法違反という罪を犯したが、重罪になるような販売や栽培等は一切行っておらず、自分のためだけに使用していた。今回逮捕され、心より反省し、執行猶予という本件判決となった。今回パスポートが取れない場合、執行猶予が終わってからのパスポート発券となると、子供たちも大きくなり、家族で一緒に行ける年齢ではなくなる。さらには、なぜ私だけパスポートが取れないのかと、子供たちは不安となり、どのように説明したらよいか分からぬ。子供の冬休みに、かけがえのない思い出を作るために、期限付きでも構わないので、旅券を発券していただきたい。なお、令和7年3月23日辺りから1週間程度で居住地であ

るC地から一番近いDへの旅行を計画している。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとした上で、以下のとおり主張する。

### 1 論点整理

(1) 審査請求人は、栽培又は販売という罪は犯していない旨及び短期間の家族旅行である旨を主張し、ひいては海外渡航を通じた大麻の譲渡又は輸出入のおそれ及び海外移住のおそれについても否定しているとも解される一方、本件拒否処分は海外渡航を通じた犯罪又は海外移住の蓋然性への憂慮が理由とされたものではなく、処分庁は、執行猶予期間中の者について、「外務大臣等が一般旅券を発給していざれかの国への海外渡航を認めれば、その執行猶予の取消し等の事情が生じた場合に、その執行を確保することが著しく困難となることは明らかである」という懸念を示し、有効期間又は渡航先を制限した旅券の発給可能性についても否定した。この点に関し、審査請求人が望むように有効期間を10年未満とする限定旅券を発給すべきか又は本件拒否処分のように旅券の発給を拒否すべきかについて判断する必要がある。

(2) 審査請求人は、旅券の発給を求める理由として、渡航事情説明書においてその渡航目的を「観光」とし、審査請求書において「子供の冬休みに、かけがえのない思い出を作るため」と補足しているが、処分庁はこれらを受けた弁明書において、刑事罰の執行が著しく困難となり得ることを踏まえてもなお海外渡航を認めなければならないといえるだけの特段の事情に該当しないという解釈を示し、審査請求人からこれに対する反論書の提出はなかった。この点に関し、旅券法13条1項3号の目的に照らした本件拒否処分の適法性について判断する必要がある。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 旅券発給拒否処分に係る裁量権の行使は、法規の目的に従ってされなければならないものであり、旅券法13条1項3号は、所定の刑に処せられた者に対する旅券の発給を拒否することで、我が国の刑罰権を確保することを目的にしていると解される。

(2) 旅券法13条1項3号が執行猶予期間中の者の海外への渡航自体によって損なわれ得る我が国の刑罰権の確保を目的としていることを前提とすれば、外務大臣による裁量判断は、その渡航期間の長短にかかわらず、海外

渡航の可能性をもって考慮する必要がある。そのため、有効期間を10年未満とする限定旅券の発給であれば、同号の目的の趣旨が損なわれないとはいえない。

(3) 審査請求人は、審査請求書において「子供の冬休みに、かけがえのない思い出を作るため」という目的のために旅券の発給を求めているが、その目的のためには海外渡航が必要不可欠であるとはいせず、審査請求人の主張からは、我が国の刑罰権を確保するという公共の福祉のための旅券法13条1項3号の目的を一定程度犠牲にしてもなお、審査請求人に対して旅券を発給すべき特段の事情の存在を客観的に認めることはできない。

### 3 結論

上記のことから、本件拒否処分は、旅券法13条1項3号の目的に従って外務大臣の裁量権が行使されたものであると認められ、違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)45条2項の規定に基づき、棄却されるべきであると結論する。

## 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年12月17日、審査庁から諮問を受け、令和8年1月22日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和8年1月9日、主張書面及び資料の提出を受けた。

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件では、本件審査請求(令和7年1月17日(消印日))から当審査会への諮問(同年12月17日)まで11か月の期間を要しているところ、①審理員は、審査請求人に対して、反論書を提出する場合には同年4月25日までに提出するよう通知し、審査請求人から反論書の提出がなかったため、提出期限の再設定の通知を同年8月22日付けで送付しているが(再設定後の期限は同年9月10日)、最初の提出期限(同年4月25日)から当該再設定の通知の送付(同年8月22日付け)まで約4か月を要している。また、②審査庁に対する審理員意見書及び事件記録の提出(令和7年10月9日)から当審査会への諮問まで2か月以上を要している。これらの理由について審査庁に照会したところ、①については、反論書は期限を過ぎて提出されることもあり、しばらくの間審査請求人からの提出又は連絡の状況をみた上で、更に一定の期間を設けて催促を行ったため、また、限られた人員で複数の審査請求案件を同時並行で

進行させることに限りがあることから、他の案件の口頭意見陳述等の対応が続く期間を避けて順に督促するようにしている実態もあったためであると回答があり、また、②については、限られた人員で複数の審査請求案件を同時並行で迅速に処理することに限りがあったためであるとの回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

（2）前記（1）で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮詢に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件拒否処分の適法性及び妥当性について

（1）上記第1の2（1）のとおり、審査請求人は、令和6年8月a日、A地方裁判所B支部にて、大麻取締法違反の罪により、懲役8か月、執行猶予3年とする有罪判決（本件判決）を受け、本件判決は、同年9月b日に確定したことが認められる。

そして、本件拒否処分がされた令和6年12月26日は、上記執行猶予期間中であるから、審査請求人は、本件拒否処分当時、旅券法13条1項3号に該当する者であったといえる。

（2）本件のように、申請者が旅券法13条1項3号に該当する場合に通常旅券を発給するか又は限定旅券を発給するか、限定旅券を発給する場合に渡航先や有効期間をどうするかの判断は、外交を専門に担当する外務大臣の裁量に委ねられており、外務大臣が、禁錮以上の刑に処せられた者による旅券発給申請に対して、同号に基づき、一般旅券の発給を拒否する処分をした場合において、当該者に対する我が国の刑罰権の確保、我が国の利益又は公安の維持、ひいては国際的な法秩序の維持や我が国の国際社会における信頼関係の維持という同号の目的に照らして、当該処分が合理的かつ必要やむを得ない限度のものとはいえないときは、同処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法になり、裁量権の行使が不適切であるときは不当となるというべきである。

（3）そこで、本件拒否処分につき検討すると、審査請求人が本件申請の際に提出した渡航事情説明書には、以下のとおり記載されている。

ア 職業、勤務先

「自営業」、「E」

イ 渡航目的

「観光」

ウ 渡航先（経由地を含む）

「D」

エ 渡航予定期間

「令和7年3月24日～令和7年3月29日」

オ 渡航の必要性

「家族旅行」

これに対し、本件拒否処分では、一般旅券（通常旅券及び限定旅券）の発給が拒否されている。

上記（1）のとおり、審査請求人は、大麻取締法違反の犯罪行為を行い、懲役8か月、執行猶予3年の有罪判決を受けた者であり、刑の執行猶予の取消し等の事情が生じた場合には、その執行を確保する必要が生じる。

そして、審査請求人は、本件申請時に、上記オのとおり、渡航の必要性を「家族旅行」と記載し、審査請求書において「執行猶予が終わってからのパスポート発券となりますと、子供も大きくなり、家族で一緒に行ける年齢ではなくなります」、「子供の冬休みに、かけがえのない思い出を作るため」と記載し、一般旅券（通常旅券及び限定旅券）の発給を求めていが、仮に刑の執行猶予の取消し等の事情が生じた場合には、刑の執行の確保を困難にしかねないことを踏まえると、執行猶予期間中にあえて渡航しなければならない事情があるとは認められない。

なお、審査請求人は、重罪になるような大麻の販売や栽培等は一切行っておらず、自分のためだけに使用していたと主張するが、上記のとおり、法の目的である我が国の刑罰権の確保等の観点からは、法定刑の軽重は、既に有罪判決が確定し執行猶予中である審査請求人に対する本件拒否処分の当否の判断に影響を及ぼさない。

以上の状況を踏まえると、処分庁が、審査請求人に対する一般旅券（通常旅券及び限定旅券）の発給を拒否したことは、旅券法13条1項3号の目的に照らし、合理的かつ必要やむを得ない限度のものであり、違法又は不当であるとはいえない。

（4）よって、本件拒否処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	吉	開	正 治 郎
委 員	中	原	茂 樹
委 員	福	本	美 苗